

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

告示

字の区域の変更(一八二―一八四・市町村課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(一八五・大館保健所).....	3
平成十六年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施(一八六・労働政策課).....	4
平成十六年度技能検定(随時実施)の実施(一八七・労働政策課).....	7
平成十六年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(一八八・建築住宅課).....	9
都市計画の決定予定及び都市計画の案の縦覧(一八九・都市計画課).....	10
都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(一九〇、一九一・都市計画課).....	11
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可(一九二・秋田地域振興局建設部).....	11
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	11
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二三三).....	12
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二四四).....	12

告示

秋田県告示第百八十二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、北秋田郡鷹巣町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。
 平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
北秋田郡鷹巣町七日市字與助岱 五三の二の一部、五四の二の一部、五四の三の一部、五五から五七までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	北秋田郡鷹巣町七日市字片逸
北秋田郡鷹巣町七日市字片逸 五一の一部、五二の一部、五二の二の一部、六〇の一部、六二の一部、六三の一部、六四の七、六八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	北秋田郡鷹巣町七日市字與助岱
北秋田郡鷹巣町七日市字漆原岱 三一の八の一部、三二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	北秋田郡鷹巣町七日市字大沢口
北秋田郡鷹巣町七日市字道の上 二九の三、三二、三三の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	北秋田郡鷹巣町七日市字道の上
北秋田郡鷹巣町七日市字漆原岱 一の二の一部、二の一部、三の一部、五の一部、二九の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	北秋田郡鷹巣町七日市字漆原岱
北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡大野 一の二、一の三、一の四、一の五の一部、二二の二、二二の三、二三の二、二三の三	北秋田郡鷹巣町七日市字漆原岱

<p>の一部、一五の二の一部、一六の二の一部、一六の二の一部、四〇の一部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字漆原岱 一八の二の一部、一九の一部、二〇の二の一部、二一の三の一部、二二の二の一部、二二の三の一部、二四の二の一部、二四の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡 二四の二の一部、二七の二の一部、二九の二の一部、三一、三三、三四、三五の二、三六の二から三六の三まで、三八、三九、三九の一、四〇の一部、九八の二の一部、一〇一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡大野 二四の二の一部、二五の二の一部、二五の二の一部、二六、二八、二八の一、二九の二、三〇の二、三一の二、三四、三四の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに一一三の四三に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字林ノ沢 三八に隣接する道路、水路である国有地の全部、三七の二に隣接する水路である国有地の全部、三七、三九、四二の三の地先の水路である国有地の一部</p> <p>北秋田郡鷹巣町七日市字黒森 一の一部、四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>
<p>北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡大野</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字三ノ渡</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市字前谷地</p>	

<p>北秋田郡鷹巣町七日市字前谷地 九五の一部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市 字黒森</p>
<p>秋田県告示第百八十三号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、北秋田郡鷹巣町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 平成十六年三月二日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	
<p>変更前の字の区域 北秋田郡鷹巣町七日市字様平 一九の二の一部、二七の三の一部、二八の二の一部、三三、三五、四〇、四二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p>	<p>変更後の字の区域 北秋田郡鷹巣町七日市 字鳥越</p>
<p>北秋田郡鷹巣町七日市字堤ノ沢 六一の二の一部、六七の五</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市 字堤ノ沢</p>
<p>北秋田郡鷹巣町七日市字鳥越 一の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市 字堤ノ沢</p>
<p>北秋田郡鷹巣町七日市字堤ノ沢 一〇の二の一部、一一の二の一部、一一の三の一部、一二の二の一部、一二の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡鷹巣町七日市 字大沢</p>

秋田県告示第百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北郡協和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡協和町稲沢字長者森 一の一四八、一の一四九	仙北郡協和町稲沢字岩井戸
仙北郡協和町稲沢字長者森 一の一四七	仙北郡協和町稲沢字新道
仙北郡協和町稲沢字釜ノ淵 三〇の一部	仙北郡協和町稲沢字小山崎
仙北郡協和町稲沢字滝ノ沢 六の一、六の八から六の一まで	仙北郡協和町稲沢字小
仙北郡協和町稲沢字春木場沢 六七の二、六七の四、七〇の二	仙北郡協和町稲沢字釜ノ淵
仙北郡協和町稲沢字長者森 一の一四五、一の一四六、九の一部、一〇の一部、一一の三の一部、一二の四、一二の五、三七の二	仙北郡協和町稲沢字釜ノ淵
仙北郡協和町稲沢字長者森 二五の三から二五の五まで、三八の二、三八の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	仙北郡協和町稲沢字見附田

仙北郡協和町稲沢字滝ノ沢
七の五

仙北郡協和町稲沢字春木場沢
四の一並びに五四、五六の一、五六の二に隣接する道路である国有地の全部

仙北郡協和町稲沢字釜ノ淵
一八、一九の地先の道路である国有地の一部

仙北郡協和町稲沢字落合上野
一五六の三、一五八の五

仙北郡協和町稲沢字番屋沢
四の四、一五の七、一五の八

仙北郡協和町稲沢字干沢
一〇の九

仙北郡協和町稲沢字春木場沢
六一の二から六一の一四まで、六二の五

仙北郡協和町稲沢字干沢
二の三〇

仙北郡協和町稲沢字馳コ谷地
一一の七

仙北郡協和町稲沢字本郷野
九四の五三、九四の五四

仙北郡協和町稲沢字長者森

仙北郡協和町稲沢字柳原

仙北郡協和町稲沢字番屋

仙北郡協和町稲沢字水穴

仙北郡協和町稲沢字稲沢又

仙北郡協和町稲沢字稲沢又

仙北郡協和町稲沢字水

仙北郡協和町稲沢字水沢田尻

秋田県告示第百八十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次の

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
シオン薬局	大館市有浦二丁目四番十八号	平成十六年二月十六日

秋田県告示第百八十六号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十六年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 前期実施(一級、二級、三級及び単一等級)

(一) 等級別実施職種(作業)

(1) 一級及び二級について実施する職種(作業)

- 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンター作業)、放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成

- 形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ピル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 三級について実施する職種(作業)

- 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンター作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)

(3) 単一等級について実施する職種(作業)

- 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシナーカー工事作業)及び塗料調色(調色作業)

(二) 試験方法

(三) 等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(1) 試験の期日及び場所

実技試験

ア 期日

平成十六年六月十四日(月)から同年九月五日(日)までの間において、

秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、平成十六年六月七日(月)に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

<p>期 日</p>	<p>平成十六年 八月一日(日)</p>	<p>等級及び職種(作業)</p> <p>ア 三級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンター作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)</p>
<p>平成十六年 八月二十二日 (日)</p>	<p>ア 一級及び二級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)</p>	<p>平成十六年 八月二十九日 (日)</p>
<p>ア 一級及び二級 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンター作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供服製作作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼</p>		

<p>平成十六年 九月一日(水)</p>	<p>ア 一級及び二級 写真(肖像写真作業)</p>	<p>製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)</p>
<p>平成十六年 九月五日(日)</p>	<p>ア 一級及び二級 放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業及び壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>イ 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール作 業及び加熱ペイントマシナーカー工事作業)及び塗 料調色(調色作業)</p>	<p>イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。</p> <p>(四) 受検資格</p> <p>(1) 一級 令第六十四条の二の規定に該当する者</p> <p>(2) 二級 令第六十四条の三の規定に該当する者</p> <p>(3) 三級 令第六十四条の四の規定に該当する者</p> <p>(4) 単一等級</p>

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
一級、二級及び三級 造園	一五、七〇〇円	金属熱処理	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	放電加工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	仕上げ	一五、七〇〇円
切削工具研削	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円

- 令第六十四条の六の規定に該当する者
- (五) 受検申請に必要な書類
 技能検定受検申請書
 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- (六) 受検申請書用紙の交付
 (1) 期間及びび時間
 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十六年三月二日(火)から同年四月十六日(金)までの午前八時三十分から午後五時までの間
- (七) 受検申請書の受付
 (1) 期間及びび時間
 県の休日を除き、平成十六年四月五日(月)から同月十六日(金)までの午前八時三十分から午後五時までの間
 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限って受け付ける。
- (八) 受検手数料
 (1) 秋田市向浜二丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
 ア 実技試験

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
電子機器組立て	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
産業車両整備	一五、七〇〇円	建設機械整備	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	木型製作	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	建具製作	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
とび	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
ブロック建築	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
畳製作	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
内装仕上げ施工	一五、七〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
サッシ施工	一五、七〇〇円	化学分析	一五、七〇〇円
表装	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
広告美術仕上げ	一五、七〇〇円	写真	一五、七〇〇円
フラワー装飾	一五、七〇〇円		
単一等級 路面表示施工	一五、七〇〇円	塗料調色	一五、七〇〇円

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級の受検手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
造園	一〇、五〇〇円	機械加工	一〇、五〇〇円
仕上げ	一〇、五〇〇円	機械保全	一〇、五〇〇円
電子機器組立て	一〇、五〇〇円		

(2) イ 学科試験 三、一〇〇円
 納付方法
 ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
 ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場

合には、受検手数料は返還しない。

(九) 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成十六年十月五日(火)(三級の職種については、平成十六年九月一日(水))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

(十) 受検についての問い合わせ先

産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

秋田県告示第百八十七号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十六年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)

(一) 等級別実施職種(作業)

(1) 三級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽

(1) 基礎一級及び基礎二級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)

業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立

極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製品製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

- (三) (二)
 - (1) 試験の期日及び場所
 - ア 実技試験
 - イ 秋田県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 秋田県職業能力開発協会から通知する。
- 仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)
- 試験方法
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。
- 試験の期日及び場所
- (1) 実技試験
- ア 期日
- イ 秋田県職業能力開発協会が指定する日
- ウ 秋田県職業能力開発協会から通知する。

- 実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。
- (2) 学科試験
- ア 期日
- イ 秋田県職業能力開発協会が指定する日
- ウ 秋田県職業能力開発協会から通知する。
- (四) 受検資格
- (1) 三級
- 令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)
- (2) 基礎一級及び基礎二級
- 令第六十四条の五の規定に該当する者
- (五) 受検申請に必要な書類
- (2) 技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
- (六) 受検申請書用紙の交付
- (1) 期間及び時間
- 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、午前八時三十分から午後五時までの間で随時交付する。
- (2) 場所
- 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
- 郵送で交付を求めるときは、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱筆し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (七) 受検申請書の受付
- (1) 期間及び時間
- 県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで
- 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱筆し、書留郵便によることとする。
- (2) 場所
- 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会
- 受検手数料
- (八)

(1) 額		ア 実技試験	
検 定 職 種	手 数 料	定 職 種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級	一五、七〇〇円	鑄造	一五、七〇〇円
さく井	一五、七〇〇円	機械加工	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	機械検査	一三、〇〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	冷凍空調和機器施工	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円	ニット製品製造	一五、七〇〇円
染色	一三、〇〇〇円	紳士服製造	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一五、七〇〇円	帆布製品製造	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	家具製作	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円	印刷	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
製本	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	水産練り製品製造	一五、七〇〇円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一五、七〇〇円	かわらびき	一五、七〇〇円
建築大工	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
とび	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円	鉄筋施工	一五、七〇〇円
型枠施工	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円	熱絶縁施工	一五、七〇〇円
内装仕上げ施工	一五、七〇〇円	ウエルポイント施工	一五、七〇〇円
サッシ施工	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
表装	一五、七〇〇円		
工業包装	一五、七〇〇円		

- (2) イ 学科試験 三、一〇〇円
- 納付方法
- ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は、要しない。
- ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は、返還しない。
- (九) 合格者への通知等
- (1) 一部合格者への通知
- 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付
- 合格者には知事名の合格証書が交付される。さらに、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。
- (十) 受検についての問い合わせ先
- 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二三三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)
- (十一) その他
- 本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。
- 秋田県告示第百八十八号
- 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十三条の規定により、平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十三条の規定に基づき、告示する。
- なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。
- 平成十六年三月二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 試験の日時及び場所
- (一) 二級建築士試験
- (1) 学科の試験
- ア 日時 平成十六年七月四日(日)午前十時から午後五時十分まで
- イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)

- (2) 設計製図の試験
 - ア 日時 平成十六年九月二十六日(日)午前十一時三十分から午後四時まで
 - イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)
- (二) 木造建築士試験
 - (1) 学科の試験
 - ア 日時 平成十六年七月二十五日(日)午前十時から午後五時十分まで
 - イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)
 - (2) 設計製図の試験
 - ア 日時 平成十六年十月十日(日)午前十一時三十分から午後四時まで
 - イ 場所 秋田県J Aビル(秋田市八橋南二丁目十番十六号)
- 二 学科の試験科目
 - 建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
- 三 受験資格
 - 法第十五条各号のいずれかに該当する者
- 四 受験申込みに必要な書類
 - (一) 受験申込書
 - (二)(1) 添付書類
 - ① 受験資格を有することを証する書類
 - ② 写真二枚
- 五 受験申込書用紙の交付
 - (一) 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十六年四月五日(月)から同月十六日(金)まで
 - (二) 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所(中央支部以外の各支部の事務所を含む。)
- 六 受験申込書の受付
 - (一) 場所及び期間
 - (1) 社団法人秋田県建築士会の事務所(秋田市大町四丁目三番十四号)デンタルビル(三階)においては、平成十六年四月十二日(月)から同月十六日(金)まで
 - (2) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所(大館市片山町三丁目十三番三号 福士静夫設計計画事務所内)においては、平成十六年四月十二日(月)及び同月十三日(火)
 - (二) 時間 午前十時から午後四時まで
- 七 受験申込方法
 - 受験申込書は、直接受付場所に提出すること。
- 八 受験手数料

- (二)(一) 額 一万三千九百円
 - (二) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。
 - 九 合格者の発表
 - 平成十六年十二月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
 - なお、学科の試験については、平成十六年九月上旬に合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。
 - 十 試験についての問い合わせ先
 - 財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話〇二二 二二三 三二四五)
 - 社団法人秋田県建築士会(電話〇一八 八六三 六三四八)
 - 十一 その他
 - 設計製図の試験の課題は、平成十六年六月下旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。
- 秋田県告示第百八十九号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
- なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
- 平成十六年三月二日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 都市計画の種類
 - 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 二 都市計画の案の名称
 - 秋田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 三 都市計画を定める土地の区域
 - 秋田都市計画区域
 - 四 都市計画の案の縦覧場所
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部
 - (三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課
 - (四) 南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地百 天王町建設課

- (五) 南秋田郡昭和町大久保字堤の上一番地三 昭和町都市建設課
- (六) 南秋田郡飯田川町下蛭川字八ツ口七十番地 飯田川町企画調整課
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年三月二日(火)から同月十六日(火)まで

秋田県告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

区域区分

二 都市計画の案の名称

秋田都市計画区域区分(飯島古道地区)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市飯島字古道下川端

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課

(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

(四) 南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地百 天王町建設課

(五) 南秋田郡昭和町大久保字堤の上一番地三 昭和町都市建設課

(六) 南秋田郡飯田川町下蛭川字八ツ口七十番地 飯田川町企画調整課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年三月二日(火)から同月十六日(火)まで

秋田県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類

臨港地区

二 都市計画の案の名称 秋田都市計画臨港地区(秋田港臨港地区)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分 秋田市飯島字古道下川端及び字堀川

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課

(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年三月二日(火)から同月十六日(火)まで

秋田県告示第九十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十六年二月二十日

二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

(一) 名称 昭和町

(二) 住所 南秋田郡昭和町大久保字堤の上一番地三

(三) 代表者の氏名 昭和町長 千田 鐵太郎

三 埋立免許を受けた場所及び面積

(一) 場所 南秋田郡昭和町大久保字宮の前百九十二番地一地先

(二) 面積 千六百二十一・六五平方メートル

四 埋立免許の日及び番号 平成十六年十一月二十五日 指令河 九百十八

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 昭和町

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年三月二日

秋田県知事 寺田典城

一	退任理事の住所及び氏名 秋田市上北手小山田字小山田百三十二番地 " " 字桜田二百六十六番地二 " " 上北手大杉沢字藤根四十二番地 " " 上北手大戸字関上七十三番地一 " " 上北手百崎字石川百五番地一 " " 字境田百三十一番地 " " 上北手荒巻字荒巻百十三番地二	松本重春 鎌田精一 佐藤昭夫 沢田石修二 鈴木正美 武藤一夫 熊谷清實
二	就任理事の住所及び氏名 秋田市上北手小山田字小山田百三十二番地 " " 字桜田二百六十六番地二 " " 上北手大杉沢字藤根四十二番地 " " 上北手大戸字関上七十三番地一 " " 上北手百崎字石川百五番地一 " " 字境田百三十一番地 " " 上北手荒巻字荒巻百十三番地二	松本重春 鎌田精一 佐藤昭夫 沢田石修二 鈴木正美 武藤一夫 熊谷清實
三	退任監事の住所及び氏名 秋田市上北手荒巻字荒巻百三十九番地 " " 上北手大戸字大戸五十八番地 " " 上北手小山田字小山田六十九番地 " " 上北手小山田字石川十四番地四 " " 字諏訪の沢百二十九番地	浅利一雄 後藤誠義 田口力哉 田口昌春 松本俊章 佐藤章
四	就任監事の住所及び氏名 秋田市上北手小山田字桜田百九十一番地 " " 上北手百崎字石川十四番地四 " " 字諏訪の沢百二十九番地	田口昌春 松本俊章 佐藤章

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十六年三月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三二六
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七一六

秋選管告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年三月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	八四、四九六
秋田市	一四、七六一
能代市	一〇、九二九
横手市	一八、一七六
大館市	一一、一五〇
本荘市	八、四一八
男鹿市	九、三九一
湯沢市	一〇、六八三
大曲市	一一、六六九
鹿角市鹿角郡	一八、〇七五
北秋田郡	一三、三八九
山本郡	一九、八八一
南秋田郡	五、二一八
河辺郡	二〇、九一一
由利郡	三一、八二一
仙北郡	一八、五五六
平鹿郡	一一、五七九
雄勝郡	

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年二月三日付け秋田県公報第千五百四十三号掲載の秋田県告示第百七号
(結核予防法による医療機関の指定)

(印刷誤り)

一 ページ医療を担当させる機関の指定の表中「辞退年月日」は「指定年月日」の誤り。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (0862) 876600
FAX (0863) 000505
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄